

在外研究員研究報告書

2022年 3月 22日 受付

所 属	経済学部		氏 名	福岡正章	
職 名	教授				
研究課題名	アジア太平洋戦争期朝鮮商業の研究				
研究期間	2021年 4 月 1 日 ~ 2022 年 3 月 10 日				
滞在期間 ・滞在地 研究調査先	滞在期間	滞 在 地	研究・調査先		
	2021年5月8日~2022年3月10日	韓国・ソウル	ソウル大学校奎章閣韓国学研究院 国際韓国学センター		
研 究 費	285	万円	研究成果の概要	別記 4,000字程度	
発    表	題 目 名	発表学術誌名Vol. No.		発行年月日	
	著 書 名	発 行 所 名		発行年月日	
	演 題	講 演 学 会 名		講演年月日	
	「전시기(戰時期 1937-1941) 조선에서의 유통통제 - 섬유제품을 중심으로」(戰時期(1937~41年)朝鮮における流通統制- 纖維製品を中心に)	서울대학교규장각컬로키움 (ソウル大学奎章閣コロキウム)		2021年12月22日	

## 研究成果の概要

### はじめに

本報告の課題は、日中戦争から 1941 年すなわち広幅綿布の配給統制がはじまるまでの農村における繊維製品に対する流通統制政策（消費統制も含む）を検討し、朝鮮におけるその特徴を明らかにすることである。さらに、流通統制に伴う繊維製品調達難が農民の意識や行動にどのような影響を及ぼしたのか明らかにする。1941 年は、製品の流通統制において価格統制、配給統制、消費統制という一連の形式が完成する時期であり、この時期に一たん分析を終えることには、一定の合理性があると思われる。

従来の研究では、配給制度の実態、とりわけ配給制度の末端と朝鮮人の生活の困窮ぶりが明らかにされてきた一方で、アジア・太平洋戦争期においても配給制度のもとで生産者から消費者へ物資を分配する役割をになってきた商業者の活動は、検討されてこなかった。こうした先行研究のありかたは、この時期の資源分配が指令により行われ、商業者の果たした役割が小さかったことを背景にしたものであるといえる。しかし、流通に対する統制が消費者の生活必需品の調達行動に影響を及ぼす場合もあった。さらに、先行研究では総合衣料切符制の未導入を朝鮮の特殊性と捉えてきた。流通に対する統制を踏まえれば、繊維製品に対する統制政策に関して、あたらしい規定をつけくわえることがで

きると思われる。

#### (1) 綿布生産の減少と物価統制の展開

日本においては、重化学工業、軍需用資材輸入を優先するために外貨節約の観点から、日中戦争が始まる前の1937年1月より輸入為替が許可制となった。商工省は、三七年度の綿花輸入為替に対する許可範囲を前年より121万担減の1400万担と発表した。この結果、朝鮮は、綿花を日本より移入していたため、日本における綿花輸入制限により綿花移入が減少した。これに対応するため、朝鮮織物協会では、紡織部会を招集し、朝鮮でも直接輸入為替の許可を要望することを決議し、総督府もこれを容認したため、直接輸入が実現し、年内の操業は維持された。しかし、綿花統制が強化されるにしたがい、綿花消費が減少し、綿布生産も減少した。また、日本からの綿布移入も減少し、綿布供給は37年の3億3000万平方ydから39年2億平方ydと大きく減少した。

これに伴い朝鮮でも物価統制が開始され、38年7月には暴利取締令が改正された結果、価格表示が義務付けられ、暴利の基準が明確化された。さらに、供給不足による物価上昇を抑制するために、38年10月に物品販売価格取締規則が施行され、11月以降には綿製品などの公定価格が指定された。

この時期の経済統制法令違反の取締状況をみると、総取締件数2万1000件のうち、暴利取締令違反が約1万4000件、物品販売規則違反が3000件、物価統制に関する法令が一元化された価格等統制令違反が1600件となっていた。暴利取締令では、価格表示をおこなっていないものも取締の対象とな

ったため、違反件数が多くなった。こうしてみると、統制法令違反のほとんどは、価格に関するものであったといえる。

統制違反が続出したのは、繊維製品流通に関して構造的な問題が背景にあった。配給統制が開始される以前の39年ごろから大規模都市卸売商たちは、綿布の供給不足を背景に実績主義にもとづき取引を規制し、取引関係がなかった顧客との新規取引に応じることを拒絶しはじめていた。この結果、地方の商人たち、例えば江原道の場合、卸小売商は、小売商の中間販売価格の最高価格で仕入を行う一方、小売商は都市部の卸商から取引拒絶にあい、道内の御小売商から消費者価格で仕入をせざるを得ない状況であった。そのため、小売商は、利益を確保するために小売公定価格を超過して消費者に販売せざるを得なかった。こうした状況に対して、取締の主体である警察は、「極端ナル取締ヲ加エルニ於テハ地方民衆ノ生活ニ及ボス影響大ナルヲ以テ之ガ対策トシテハ現在ノ配給機構ヲ地方ノ実情ニ即応セシムルノ要アリ」と認識していた。

## (2) 配給統制の開始と切符制の導入

民間による自主規制が先行するなか、40年6月に広幅綿布の「暫定配給統制」が発表され、配給統制が開始された。この案では、民需用（工業用原料は除く）粗布、細布、五級晒金巾が統制の対象となった。また、配給統制として綿連（朝鮮綿糸布商連合会：卸商の団体）は、統制委員会から指示された配給数量を所属会員に割当購入させた。さらに小売商の組合である各道の配給組合が割当票を発行し、これに基づき統制委員会から割当られた各道向けの各種綿

布を所属小売商へ分配した。各道の配給組合は、「本組合ハ道内ニ営業所ヲ有シ統制綿布ノ小売業ヲ営ム者ヲ以テ之ヲ組織ス」とあるように、各道の常設店舗を有する小売商から構成され、場市、行商人などは配給ルートから排除されたといえる。

各組合に割当などを指示していた統制委員会は、20名の委員で構成され、その内訳は総督府が五名、朝鮮紡績工業組合が五名（うち1名が欠員）、朝鮮綿織物元卸組合が五名、綿連が五名（朝鮮人1名）となっていた。朝鮮綿織物元卸組合は、主に貿易商社の在朝鮮支店で構成されていた。つまり、道別の割当は、総督府、貿易商社、卸売商の利害が反映されたもので、地域の小売商は決定過程に参加できなかった。さらに「道別配給比率ハ本府側委員ニ於イテ協議ノ上次回委員会ニ付キ付議決定スルコト」とあるように、総督府が割当原案を提示していた。これに対して、統制綿布の品種別生産量の原案提示は、紡績工業組合が行っていたことを考えると、広幅綿布の道別割当の決定については、総督府の主導性が強かったといえる。また、原案については、各道の人口から棉作戸数の2倍を差し引いた数字を基礎数とし、これに基づき割当比率を決定していたことから、綿布の自給的生産が道別の広幅綿布割当量を切り下げる役割を果たしたことが確認される。しかし、この暫定配給統制は、切符と現物数量の不一致、取引上の不便、需給数量の食い違いといった混乱が生じ、見直しが叫ばれる。

41年4月「朝鮮に於ける広幅綿織物の統制要項」が発表され、朝鮮紡績工業組合により生産される綿布すべてが統制の対象となった。とくに、小売商と消費者との関連が整備され、消費切符制が導入されたことが大きな変更点であった。配給制度が実施された繊維製品のなかで切符制度が導入されたのは、この時期においては広幅綿布とタオルのみであった。ちなみに41年の日本人向け広幅綿布に対する切符制の導入は、妊産婦にのみ導入されたものであった（朝鮮人妊産婦は対象ではなかった）。ここで、用語の説明をしておく、配給制度とは総督府によって決められた商業者や配給機関が、決められた経路、価格で特定の量の物資を消費者へ流通させることを指す。例えば、メリヤス製品の場合、メリヤス工業組合→朝鮮繊維雑貨元卸株式会社→各道繊維加工雑貨卸組合→各府郡島服装雑貨小売組合となっていた。他に配給制度が導入された繊維製品は、日本産絹・人絹・スフ織物、毛織物、学生服・作業衣・国民服、毛織既製服、毛布であった。

朝鮮の繊維流通統制においては、朝鮮産絹織物、人絹織物、麻織物など、価格統制だけがおこなわれた製品、価格統制と配給統制がおこなわれた製品、価格統制、配給統制及び消費統制（切符制の導入）が行われた製品と、三種の類が存在していた。こうした繊維製品の流通統制における複雑性が朝鮮の繊維統制政策の特徴であったともいえる。

### （3）配給制度の整備、切符制度導入の背景

配給制度や切符制が導入されていく背景について説明すると、綿布供給の不

円滑により綿布配給機構の整備を求める声が激しくなったことや必需品である  
広幅綿布の供給には官が責任を持つべきとの声も道会において存在したことが  
背景にあった。

慶尚南道道会では、生活必需品の配給円滑化に関する議論が行われ、民間側  
に切符制の導入に対する強い要求が存在した。その一方で、行政側は、消費推  
計の困難さから切符制の導入には消極的で、むしろ工業用の綿布消費の抑制、  
縫製業の設備増設の抑制を行うことが合理的と認識していた。民間側は、切符  
制を消費抑制というより、衣料品調達の円滑化を実現する手段として認識して  
いた。また、日本で導入された総合衣料切符制が朝鮮では導入されなかった背  
景については、「都市ト農村及内地人ト朝鮮人トノ生活程度又ハ様式ニ甚シキ  
懸隔アリ、平均消費量ニモ径庭アルヲ以テ之ガ実施ハ内地ニ於ケルガ如ク簡単  
ナラズ困難ナルコト」と説明されていた。その理由を推測すると、都市、農  
村、日本人、朝鮮人のあいだで、生活様式、生活水準に著しい格差があり、平  
均消費量にも大きな差があった。切符制を導入すれば、標準消費量を算出し、  
すべての世帯の消費量が一律に標準消費量に定量化されるため、都市在住の日  
本人など、富裕層ほど消費水準が悪化する可能性があったといえる。おそらく  
総督府は、富裕層などの反発を回避するため、総合切符制の導入に踏み切らな  
かったのではなかったのかと推測される。

総合すれば、繊維製品に対する総督府の流通統制政策は、消費抑制、階層間の消費格差維持、大衆向け製品の配給円滑化という多様な目的を有していたといえる。この結果、朝鮮総督府の流通統制政策が複雑なものになったといえる。

#### (4) 農村における流通統制の実態の農民の意識

広幅綿製品の配給ルートから場市、行商人が排除されたことを考えると、特に農村における必需品でもある綿布の流通ルートが麻痺し、農民は調達に多大な労力と時間をかけなければならない事態になったことは、容易に想定できる。警察の民情調査によれば、従来、市場行商人を通じて綿布を購入していたものが、出来なくなったため、近隣郡邑の常設店舗で購入するようになった。さらに1人当たりの配給量は、4ydと決定されたが、決定する上で、参考にされたものは、小売商の販売実績で実際の消費実績ではなかったため、配給量が著しく少量であった。一方、農民たちは動員による労働強化に対して物質面の補償を要望する声が強めつつあった。にもかかわらず、農民の作業着として必需品であった綿布が調達難であったため、農民の厭戦気分の広がりや労働意欲低下が幅広くみてとれた。結局、商業統制は、農民の動員体制を補完することとはできなかったと評価できる。